



印刷・集団 独立行政法人国立印刷局

## 目 次

## 〔省 令〕

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による法律施行規則の一部を改正する省令(厚生労働六一)
- 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止検査対象設備及び押発性物質放出防止措置手引書等、大気汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び押発性物質放出防止措置手引書等に関する規則の一部を改正する省令(国土交通四二)
- 登記回復に関する件  
(同二五、二五二)
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件  
(厚生労働一六二)

## 内閣

〔国会事項〕  
〔人事異動〕

## 〔叙位・叙勲〕

## 〔官庁報告〕

## 官庁事項

- 原生労働大臣が定める三種病原体等及び四種病原体等の一部を改正する件  
(同一六三)
- 平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月十日までの間の日を末日とする事業年度に係る支払備金として積み立てる金額の特例を定める件  
(同一六四)
- 保安林の指定施設要件を変更する件  
(農林水産九五、一〇〇七)
- 自動車の装置の型式を指定した件  
(国土交通五〇、一五二三)
- 道路に関する件  
(関東地方整備局二五七)
- 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件  
(東北地方環境事務所三)
- 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件  
(中部地方環境事務所一)
- 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件  
(中国四国地方環境事務所二)
- 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件  
(九州地方環境事務所一)
- 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件  
(大阪府公安委五五)

## 公証人任免(法務省)

## 〔資 料〕

## 閣議決定等事項

## 〔公 告〕

## 諸事項

## 裁判所

## 財團、有権者申出方、司法書士懲戒

## 相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

## 特殊法人等

## 厚生年金基金変更関係

## 会社その他



## 省 令

## 〔原生労働省令第六十一号〕

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第十二条第一項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月十九日

原生労働大臣 細川 律夫

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令

省令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年原生省令第九十九号)の一部を次のように改正する。  
附則第二条の二及び第二条の三を削る。

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第四十二号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)第十九条の三十九、第十九条の五十四及び第五十四条の規定に基づき、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び押発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月十九日

国土交通大臣 大畠 韶宏

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び押発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則

に係る規則の一部を改正する省令

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び押発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則

に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の二号を加え

る。

